

香川県条例第14号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

第1条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)～(20) 略				(1)～(20) 略			
(21) 香川県立川部みどり園	福祉型障害児入所施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第2項第1号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		(21) 香川県立川部みどり園	福祉型障害児入所施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第2項第1号又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
	障害者支援施設	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額			障害者支援施設	<u>障害者自立支援法</u> 第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	

(22) 香川県障害者支援施設たまも園

(23) かがわ総合リハビリテーションセンター

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

サービス事業所(療養介護)

略

施設支援又は短期入所の場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

略

医療型障害児入所施設

略

短期入所の場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

略

(24) 香川県ふじみ園

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(25)～(34) 略

(22) 香川県障害者支援施設たまも園

(23) かがわ総合リハビリテーションセンター

障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

障害者支援施設

障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

サービス事業所(療養介護)

略

施設支援又は短期入所の場合

障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

略

医療型障害児入所施設

略

短期入所の場合

障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

略

(24) 香川県ふじみ園

障害者自立支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(25)～(34) 略

(香川県障害者支援施設たまも園条例の一部改正)
 第2条 香川県障害者支援施設たまも園条例(昭和39年香川県条例第13号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の額) 第7条 利用料金の額は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p>	<p>(利用料金の額) 第7条 利用料金の額は、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p>

(香川県ふじみ園条例の一部改正)
 第3条 香川県ふじみ園条例(昭和41年香川県条例第26号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条及び第4条 略</p> <p>(指定管理者による管理) 第6条 略 2～5 略</p> <p>(利用料金の額) 第8条 利用料金の額は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p>	<p>第3条及び第4条 削除</p> <p>(指定管理者による管理) 第6条 略 2～5 略 <u>6 香川県ふじみ園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第4条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p>(利用料金の額) 第8条 利用料金の額は、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p>

(香川県精神保健福祉センター条例の一部改正)
 第4条 香川県精神保健福祉センター条例(昭和42年香川県条例第3号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(業務)
第2条 略
(1)～(5) 略
(6) 法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの
(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項又は第51条の7第2項の規定による市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たっての意見陳述
(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第1項又は第51条の11の規定による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助
(9) 略

(業務)
第2条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。
(1)～(5) 略
(6) 法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの
(7) 障害者自立支援法第22条第2項又は第51条の7第2項の規定による市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たっての意見陳述
(8) 障害者自立支援法第26条第1項又は第51条の11の規定による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助
(9) 略

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第5条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年香川県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護補償) 第10条の2 略 (1) 略 (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項</p>	<p>(介護補償) 第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介</p>

に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 略

護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 略

(かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第6条 かがわ総合リハビリテーションセンター条例（昭和60年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設として、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うこと。</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第36条第1項に規定するサービス事業所として、障害者につき、療養介護を行うこと。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(利用料金の収受)</p> <p>第5条 略</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第6条 略</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="197 1294 1077 1409"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td colspan="2"><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第3項第1号の</td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	障害者支援施設	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第3項第1号の		<p>(業務)</p> <p>第2条 リハビリテーションセンターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設として、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うこと。</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>第36条第1項に規定するサービス事業所として、障害者につき、療養介護を行うこと。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(利用料金の収受)</p> <p>第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第6条 利用料金の額は、別表に定める額とする。ただし、身体障害者福祉センターの利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲で、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1182 1294 2063 1409"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td colspan="2"><u>障害者自立支援法</u>第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費</td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	障害者支援施設	<u>障害者自立支援法</u> 第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費	
施設	単位	金額											
障害者支援施設	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第3項第1号の												
施設	単位	金額											
障害者支援施設	<u>障害者自立支援法</u> 第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費												

サービス事業所（療養介護）	厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	サービス事業所（療養介護）	用の額
略		略	
施設支援又は短期入所の場合	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	施設支援又は短期入所の場合	<u>障害者自立支援法</u> 第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
略		略	
医療型障害児入所施設		医療型障害児入所施設	
略		略	
短期入所の場合	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	短期入所の場合	<u>障害者自立支援法</u> 第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
略		略	
略		略	

（診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

第7条 診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例（平成11年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第51条又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>施行令（平成18年政令第10号）第50条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により診断その他の調査をした医師その他香川県介護保険審査会の指定する者又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第103条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により診断その他の調査をした医師その他知</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第51条又は<u>障害者自立支援法</u>施行令（平成18年政令第10号）第50条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により診断その他の調査をした医師その他香川県介護保険審査会の指定する者又は<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第103条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により診断その他の調査をした医師その他知事の指定する者（以下これらの者を「医師等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必</p>

<p>事の指定する者（以下これらの者を「医師等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>要な事項を定めるものとする。</p>
--	-----------------------

（香川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

第8条 香川県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び第2項並びに第104条の規定に基づき、香川県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）の設置並びに組織及び運営に関して、<u>法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号）並びに行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び第2項並びに第104条の規定に基づき、香川県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）の設置並びに組織及び運営に関して、<u>法及び障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）並びに行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>

（香川県障害者自立支援臨時特例基金条例の一部改正）

第9条 香川県障害者自立支援臨時特例基金条例（平成19年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、障害児、指定障害福祉サービス事業者等を支援する事業並びに福祉及び介護を担う人材を確保する事業を円滑に実施するため、香川県障害者自立支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、障害児、指定障害福祉サービス事業者等を支援する事業並びに福祉及び介護を担う人材を確保する事業を円滑に実施するため、香川県障害者自立支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第6条中かがわ総合リハビリテーションセンター条例第2条第1号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。